

上下水道だより

●水道メーターの交換及び撤去について●

水道の使用量を計るメーターは、計量法によって使用期間が8年と定められています。このため、上下水道部では検定有効期間満了前にメーターを交換しています。該当の方には「水道メーターの取替について」と書かれたはがきでご案内します。交換は委託業者が訪問し、無料で行います。

また、今年度もメーター交換と併せて、2年以上中止しているメーターについては、使用再開の見込みが少ないものとして撤去を行います。

なお、メーターを撤去した後、再度使用したい場合は、上下水道部経営課にご連絡いただければ、無料でメーターを取り付けさせていただきます。(メーターの再設置に1週間程度かかりますので、お早めにご連絡ください。)

【期 間】 令和5年6月下旬～令和6年2月下旬

【委 託 先】 熊谷市管工事業協同組合(組合加入の業者が訪問し、交換・撤去を行います。)

- ◆お留守の場合でも交換・撤去させていただきます。
- ◆交換の際は一時的に水が止まります。取替後は濁り水が発生することがありますので、浄水器や給湯器等が付いていない蛇口から濁り水を流してから、ご使用ください。
- ◆止水栓不良等により、交換ができない場合の修繕工事や再開時の配管工事等の費用は使用者様のご負担となります。

【問 合 せ】 上下水道部 経営課 料金係 ☎048-520-4132

●水道メーターの検針にあたってのお願い●

熊谷市上下水道部経営課では、水道メーターを2か月に一度検針して、使用した水量・水道料金額・口座振替予定日あるいは納入期限をお知らせする検針票を発行しています。水道メーターのスムーズな検針のためのご協力をお願いいたします。

水道管凍結防止のため、水道メーターのBOX内に資材等を入れてある場合、気温が高い季節では必要ありませんので撤去していただくようご協力をお願いいたします。



メーターの上や周りに物を置かないでください。



メーターの近くには犬をつながないでください。

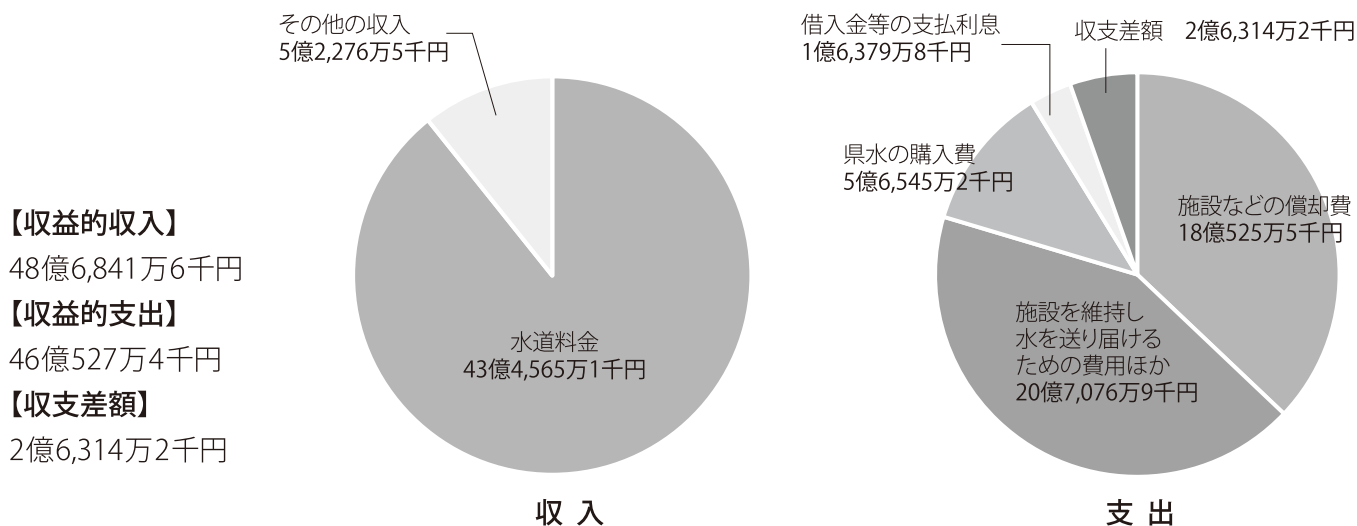


メーター周辺の除草や整理整頓を行って、検針しやすいようにしておいてください。

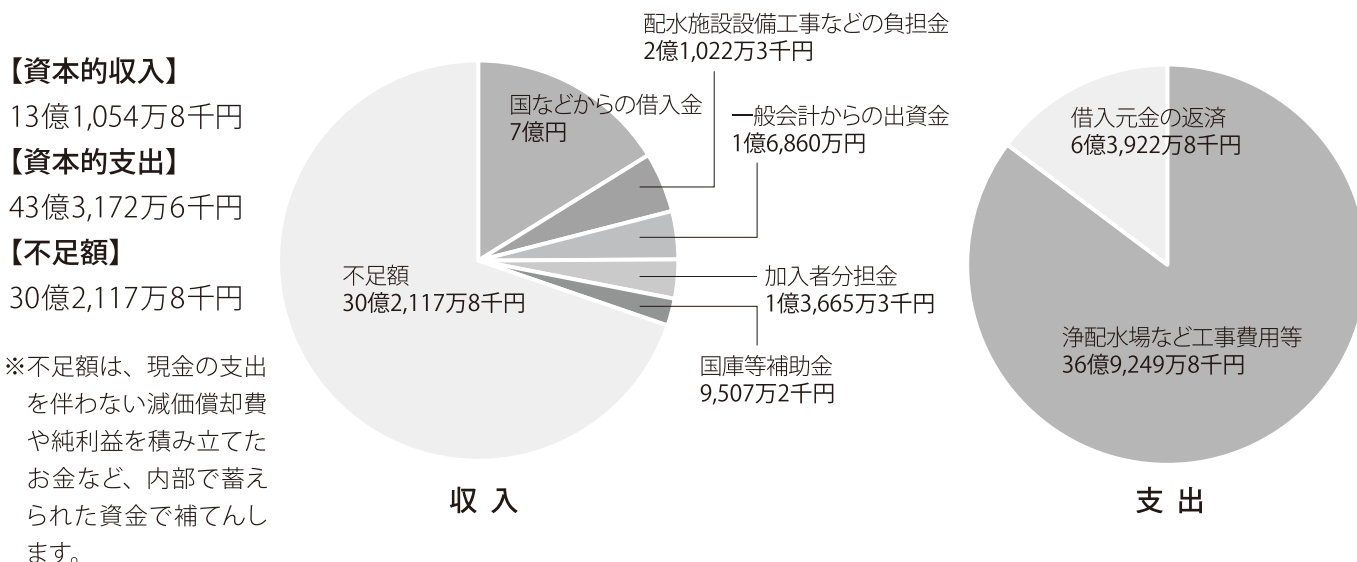
令和5年度 水道事業の予算

業務 予定 量	給水戸数	89,742戸
	年間総給水量	21,231,000 m ³
	1日平均給水量	58,008 m ³
	主な建設改良事業 (浄配水場整備工事、配水管布設工事、配水管改良工事及び配水管移設工事事業費)	31億1,687万9千円

○ 収益的収支【水道料金などの収入と水道水を送り届けるための支出です。*金額は消費税込みです。】



○ 資本的収支【浄水場、配水場や配水管を整備・改良するための収入・支出です。*金額は消費税込みです。】



令和5年度 下水道事業の予算

●公共下水道事業

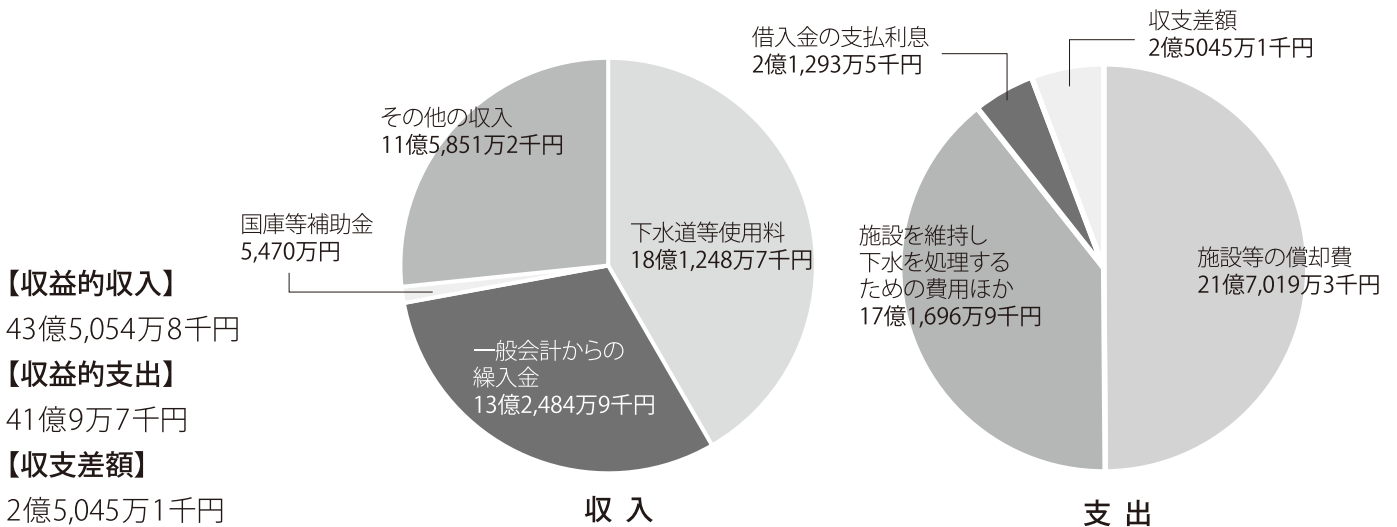
業務 予 定 量	水洗化戸数	36,300戸
	年間総排水量	19,900,000 m ³
	1日平均排水量	54,372 m ³
	主な建設改良事業	15億4,116万5千円 (管渠建設費)

●農業集落排水事業

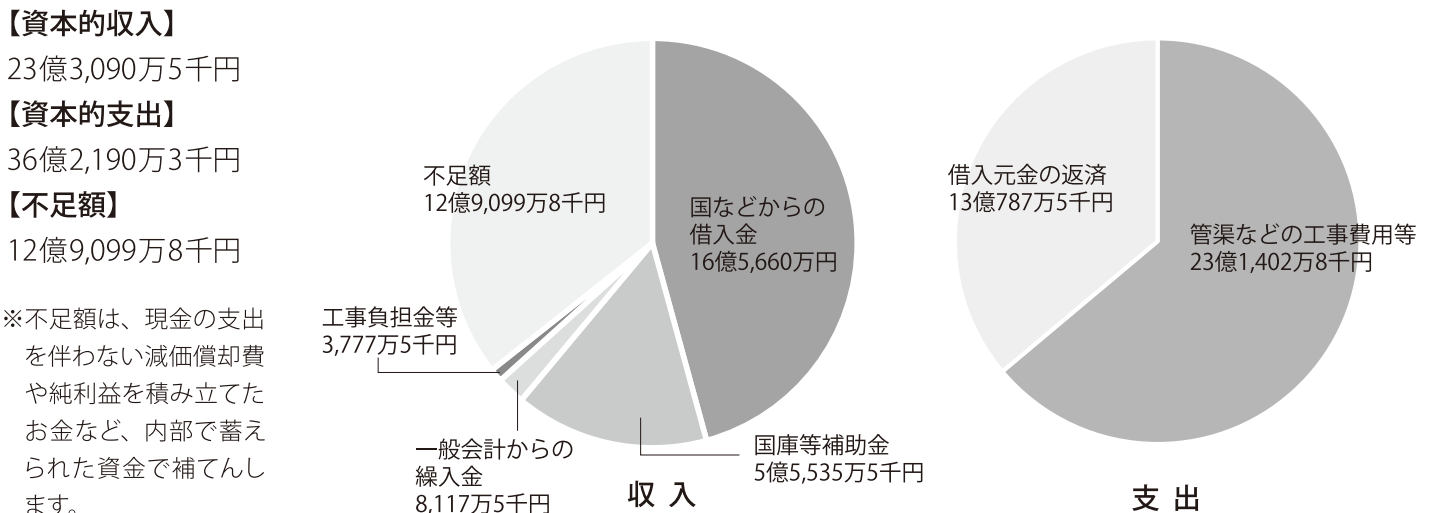
業務 予 定 量	水洗化戸数	2,850戸
	年間総排水量	926,000 m ³
	1日平均排水量	2,530 m ³
	主な建設改良事業	6,678万2千円 (管渠建設費)

◆農業集落排水事業は、令和5年度から地方公営企業法の適用のため、今回から掲載しています。

○収益的収支【下水道等使用料などの収入と施設を維持し下水を処理するための支出です。*金額は消費税込みです。】



○資本的収支【管渠の整備・施設の改良をするための収入・支出です。*金額は消費税込みです。】



※不足額は、現金の支出を伴わない減価償却費や純利益を積み立てたお金など、内部で蓄えられた資金で補てんします。

排水設備工事は必ず『指定工事店』で

排水設備工事をするときには、必ず「熊谷市下水道排水設備指定工事店」にて工事を行ってください。

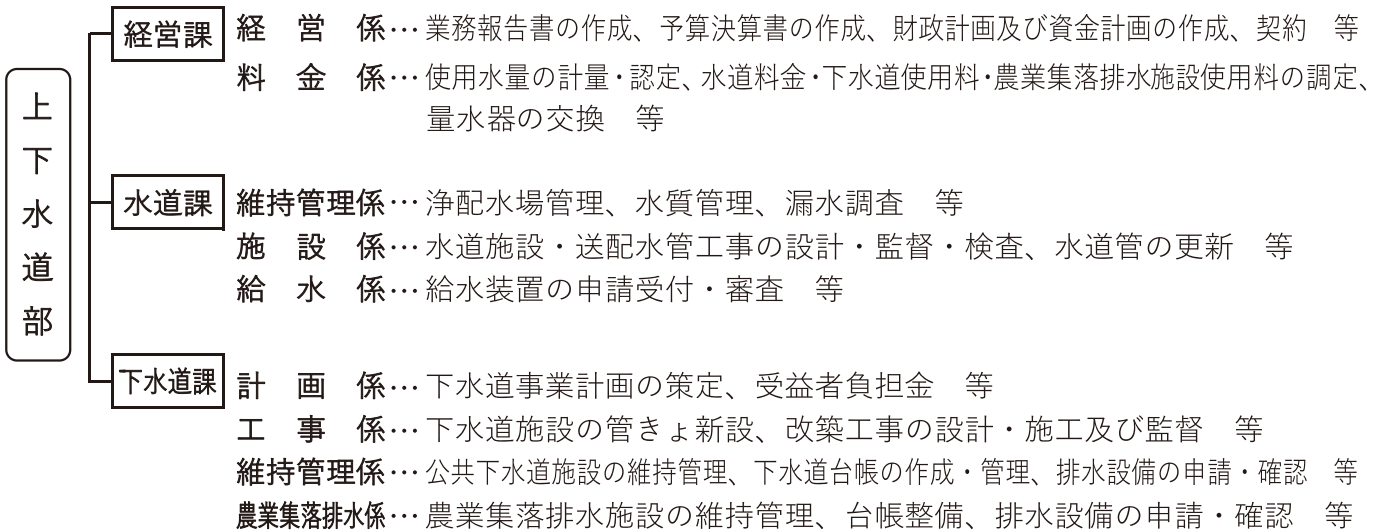
指定工事店は、基準にあった排水設備をつくるために必要な技術を持ち、責任ある施工を行えるものとして市が認定した工事店で、市に提出する各種書類の作成や申請などの手続きを皆さまに代わり行うことができます。

なお、指定工事店以外で工事をしますと、完成後の検査が受けられず、後々、トラブルの原因となりますのでご注意ください。

令和4年度に公共下水道が整備された地域の詳しい情報や、熊谷市下水道排水設備指定工事店の一覧は、市ホームページをご覧ください。

(<https://www.city.kumagaya.lg.jp> トップページ>くらし>上下水道>下水道)

～上下水道事業の組織を紹介します～



◆農業集落排水係については、令和5年度から農業集落排水事業が地方公営企業法を適用したことに伴い、下水道課に設置されました。

上下水道に関するお問合せは

- | | | |
|---|-----------------|---------------|
| ☑水道の使用開始・中止の届出、メーター検針、水道料金・下水道使用料・農業集落排水施設使用料に関すること | ・・・経営課 料金係 | ☎048-520-4132 |
| ☑公道上の漏水発見、水質の管理に関すること | ・・・水道課 維持管理係 | ☎048-520-4135 |
| ☑水道事業の基本計画、配水管の工事に関すること | ・・・水道課 施設係 | ☎048-520-4153 |
| ☑水道の新設申し込みに関すること | ・・・水道課 給水係 | ☎048-520-4136 |
| ☑下水道事業の基本計画、受益者負担金に関すること | ・・・下水道課 計画係 | ☎048-524-1111 |
| ☑下水道施設の工事に関すること | ・・・下水道課 工事係 | ☎048-524-1436 |
| ☑宅内排水設備工事に関すること | ・・・下水道課 維持管理係 | ☎048-524-1446 |
| ☑農業集落排水施設の管理に関すること | ・・・下水道課 農業集落排水係 | ☎048-524-1111 |